

見なし輸出規制「誓約書」の改造私案

1. はじめに

11月18日公布の改正《役務通達》では、見なし輸出規制強化に際して、組織（企業・研究機関等）に対して、その構成員が「特定類型」居住者に該当するかどうかの確認を求めています。その確認の手段が「別紙1-4の誓約書（例）」です。

しかしこの「誓約書（例）」をつぶさに見ると、私たちの使っている日本語の感覚に合わないところがあるように感じます。そう思ったのは私だけではないようで、この問題につき多くの意見がいわゆるパブリックコメントとして寄せられました。

これに対して政府も、趣旨を損なわない範囲ならば文言の変更を認める旨の回答を示しています。

そこで本稿では「私ならこうする」という改造案をお目にかけてたいと思います。内容的にはさして目新しいものではありませんが、御参考まで。

2. オリジナルの文案

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中

年月日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

（後略）

3. 私の感じた問題 2 点

3-1 「誓約」でいいのか？

誓約とは一般に、未来のことを対象とするものです。例えば「事前同意を取ります」とか「再輸出しません」というように。

過去の事物には用いません。「俺は浮気はしない」はアリですが、「昨日ぼくは浮気はしなかった」と誓約するのはおかしい（国語的に）。

未来の状態に用いる（「よき夫であり続ける」）のは可能ですが、現在の状態（「日本人であることを誓約します」）に用いたらもおかしいですね。オリジナルの文案は、まさにこれを行っているわけです。

3-2 「誓約は不要」と「誓約する」？

本文を「下記のとおり誓約いたします」と結んだにもかかわらず、その下に並んだ 4 番目のチェックボックスでは「いずれにも該当しませんので、誓約は不要です」と述べています。

「誓約書」なのに「誓約しません」と述べる選択肢がある。「誓約したくない」のはその人の勝手ですがそれなら「誓約します」と述べてはいけません。

4. 政府も文言変更を容認した

下記は 11 月版 Q&A (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiga.pdf) の抜粋です。

Q33：役務通達別紙 1－4 に記載のある誓約書例は修正して利用しても良いでしょうか。

A33

- ・ 役務通達別紙 1－4 に記載のある誓約書例は、あくまで例であり、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正することができます。例えば、以下のような修正は、当該趣旨を損なわない範囲であると考えられます。
- ・ 同姓同名の者がいない状況又は同姓同名の者を住所以外の情報で区別できる状況において、住所の記載欄を削除すること。
- ・ 特定類型②に関して「多額の金銭その他の重大な利益には、債務履行請求の不行使という利益が含まれる」と追記すること。(Q22 参照)
- ・ 将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には届出を行う旨の記載を追記すること。
- ・ 「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正すること。
- ・ 4 つ目のチェックボックスのうち「ので、誓約は不要です。」部分を削除すること。
- ・ そのほか、誓約書例の内容を形式的に修正すること。
- ・ 一方で、4 つ目のチェックボックス全体を削除することは、特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なうものと考えられます。すなわち、類型に該当する者のみに誓約をさせる場合、類型に該当しなかった者について、誓約をさせた上で類型に該当しないことを確認したのか、意識せずに類型に該当しないと取り扱ってしまったものなのか、判別がつかないところ、類型に該当しない者からも類型に該当しない旨の誓約又は確認を書面で取得することが必要です。

5. <別紙 1-4>の改造私案

外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する宣誓書
御中

年 月 日

住所

氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 4 9 2 号。以下「役務通達」という。）の 1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達の 1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり宣誓いたします。

記

私は、

- 以下の①に該当します。
- 以下の②に該当します。
- 以下の①及び②に該当します。
- 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の 5 0 % 以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の 5 0 % 以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 2 5 % 以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上

(アカ表示が、変更箇所)

<追記>

本稿を半ばまで書いたところで、私とほとんど同じ意見をパブリックコメントとして提出された方の存在に気づきました。(下記のNo. 196) これを見ると本稿で述べてきたことは二番煎じもいいところですが、折角書いたものを捨てるのも口惜しいのでこのままお目にかけることにします。

【意見 196】

- 「誓約書の例」、「外国為替～に関する誓約書」、「下記のとおり誓約いたします」の「誓約」をそれぞれ「申告」に変更した上で、4 番目の選択肢を「以下のいずれにも該当しません。」に変更すべき。

「誓約書」とは、通常「〇〇する（または〇〇しない）」ことを「誓って約する」旨の書面を指すと考えるが、本内容（別紙1－4）は、別紙1－3の1(2)アに記載のとおり「特定類型①又は②に該当するか否かを... 自己申告によって確認」するための書面と理解するので、「誓約」ではなく「申告」としたほうが適切と考える。また、4 番目の選択肢については、前文で「下記のとおり誓約いたします。」と述べているにもかかわらず、「～該当しないので誓約は不要です。」とする原案は論理的に矛盾するので、「いずれにも該当しません。」とすべき。

【政府回答】

「誓約」という用語自体は重要でなく、タイトルを「特定類型該当性に関する自己申告書」や「特定類型該当性に関する確認書」に変更いただいても差し支えありません。

役務通達別紙1－4に記載のある誓約書例は、あくまで例であり特定類型該当性を居住者である個人に誓約又は確認させるという趣旨を損なわない範囲で修正いただいて差し支えないところ、「誓約」という用語を「申告」や「確認」に修正することは趣旨を損なわない範囲であると考えております。